

主幹健康保険組合：豊島健康保険組合	参加健保総数：6組合	うち加入者1万人未満の健保の割合：67%
-------------------	------------	----------------------

1. 事業の目的

本事業は、医療費が多く発生する前期高齢者とプレ前期高齢者、及び原則として50歳以上の服薬者を対象に、**街の保険薬局でこれら対象者への健康支援及び啓発を行う**ことで、健康状態の維持、疾病の発症／重症化予防、医療費の抑制、事業の効率化といった効果を得ることを目的に実施する

2. 事業内容

実施スキーム

健保組合

(株)インテージテクノスフィア

Aさん

Bさん

Cさん

薬局A

薬局B

薬局C

薬事政策研究所
Research Institute of Pharmaceutical Policies

1. 健保が委託先等と共に対象者を抽出・選定

3. マッチングされた薬局で、教育を受けた薬剤師が1対1の対面で1時間程度を個別指導

指導の様子

アウトプットは、対象者の行動変容。対面指導後、4か月間に3回の電話フォローで行動変容の定着確認

2. 委託先が対象者一人一人ごとに、地域の指導実施薬局をマッチング

○事業概要

対象者は、指定された薬局での訪問日時を予約した上で、予約した日時に薬局を訪問し、薬剤師による1対1の形式で、「生活習慣病やメタボリックシンドローム」、「正しい服薬」、及び「医療費抑制の必要性」の3テーマでの指導を受けた。

○実施スケジュール

対象者選定 2018年8月～9月
案内開始 2018年10月 /保健指導2018年10月～3月
追加案内 2018年12月 /保健指導2018年12月～3月

○対象者

案内対象者：2,499名（6健保合計）
（うち10月分1,299名 12月1,166名）
参加薬局：約450薬局の参加

○運営委員会

各参加健保、各協力団体（愛知県薬剤師会と健保連愛知連合会）、及び各支援事業者から構成される運営委員会を組成し、基本的には毎月1回開催することで、事業の進捗管理等を行った。

主要KPIの評価

アウトプット	参加者数、参加率	参加者数	142名	△
		(参加率)	5.7%	
	参加者の満足度	参加満足度	84%	◎
		今後の薬局活用意向	64%	◎
	行動変容の定着度	目標設定の定着度	71%	○
アウトカム	検査値の改善	検査値の改善割合	57%	◎
	医療費の抑制	1人当たり調剤医療費 (非参加群との比較)	+872円	△
		後発品使用率 (非参加群との比較)	+1.0%	○

薬局での保健指導という新しい事業であったが、短期間の募集にもかかわらず142名に参加いただいた。（参加率が見込みより低いのは、短期間で薬局での保健指導という意義が浸透していなかったことが影響している）

- ・参加者の84%が参加して「良かった」または「まあ良かった」と回答した。（図1）
- ・参加者の64%が今後、体調に異変があった時には、「薬局に相談する」と回答した。（図2）

⇒**参加した方は指導に関する高い満足と信頼関係の醸成ができた。**

アウトプットでも実施後の評価（＝3回目のフォロー時で「実行できている」）については「概ね実行できている」と自己評価する）割合は、平均71%であった。（図3）

- ・検査値についても検査数値を比較できる参加者のうち**57%で体重や、血圧等何らかの数値改善が実現した。**（図4）
- ・医療費抑制に繋がる行動変容が定着した事例も見られる（例：薬の種類を減らした、等）が、医療費では効果測定期間が短かったこともあり、医療費ではよい結果はみられないが、後発品の使用率などは上昇している。（図5、図6）

⇒**短期間でも検査値の改善などのアウトカムを達成できた。**

図1. 参加者の満足度 (n=94)

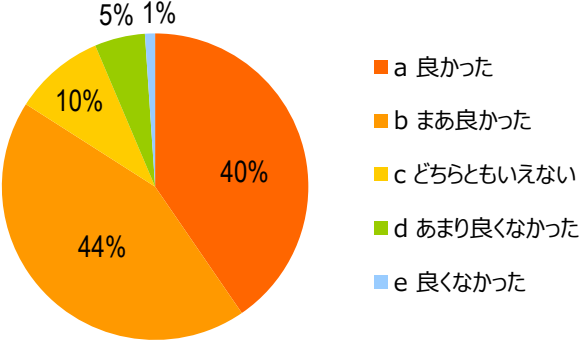
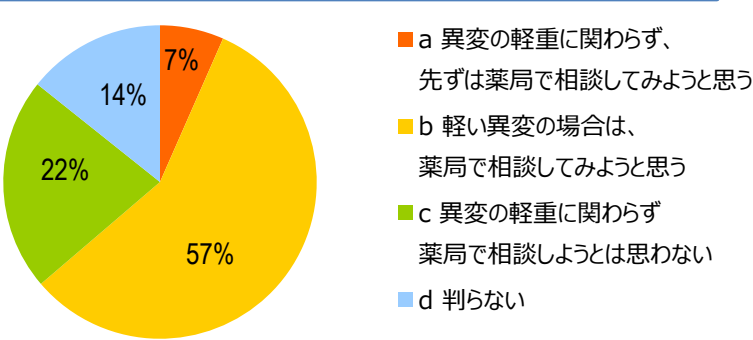


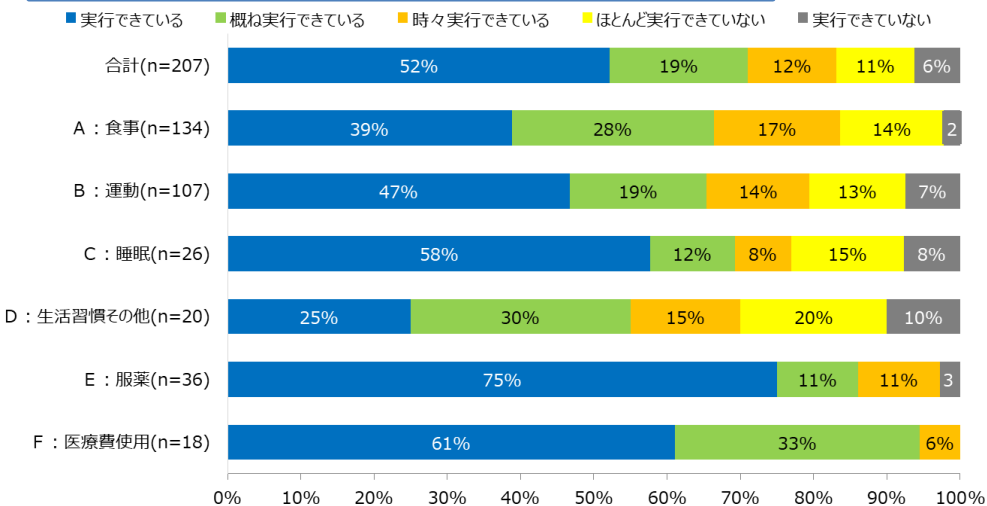
図2. 今後の体調不良時の相談先(n=91)



主要KPIの評価(アウトプット・アウトカム)

1:抽出時：過去1年間 H29/06-H30/05月診療分
2:実施前：通知前 H30/06-H30/09月診療分
3:実施後：通知後 H30/10-H30/12月診療分

図3．参加者の行動定着度(n=121)



* グラフのn数は目標設定の個数（最大3つ目標設定を行う）

F：医療費使用・・・時間内受診・OTC活用・残薬調整等

図5．調剤医療費の推移

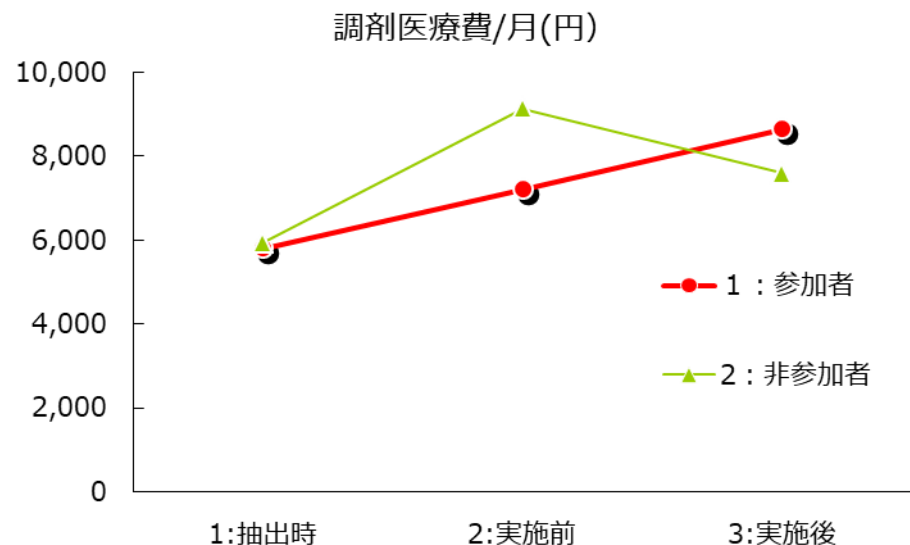


図4．健診結果の改善(n=53)

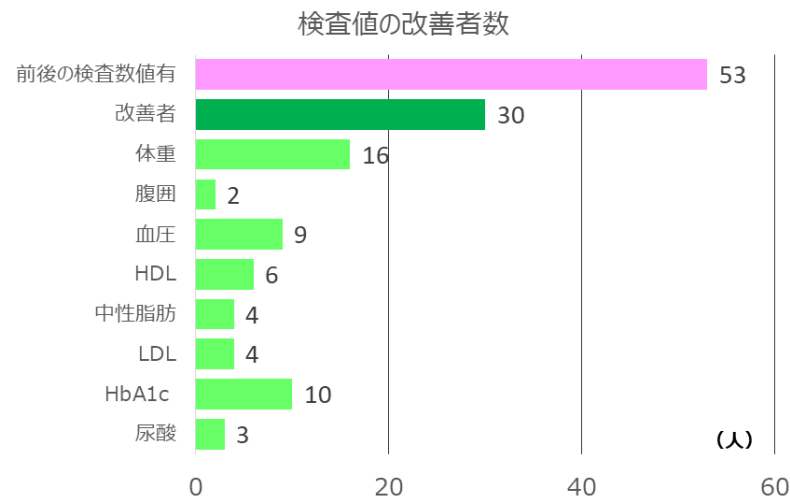
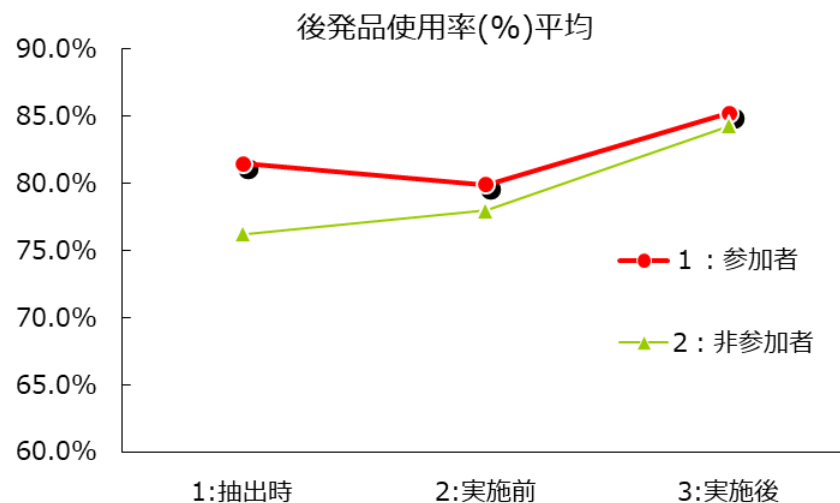


図6．後発品使用率の推移



4. 本モデル事業に参加してみた感想

○今後の展開次第だが、薬局での健康支援を実施することによって、薬局の活用を広げることができたのではないかと評価している。ただ、利用者にとって効果が見えづらかった（薬局で何をもらえるのか、期待できるのか）と思われる点、身近なところで健康支援を受けられるという薬局の強みを生かし切れなかった（皆が身近で受けられるという環境までは、まだ薬局参加数が足りなかった）点については、今後の課題として認識できた。

（A健康保険組合）

○利用可能な薬局がわかり、どの程度の加入者が参加するのかおおよその見当がつき、今後の事業展開が見通しやすくなった。共同事業としたことで業務委託内容が標準化され、委託側の作業負担が軽減され、取組み易かった。薬局、薬剤師との距離感が縮まり、かかりつけ薬局・薬剤師への展望、可能性が少し垣間見えたように思う。

（B健康保険組合）

○大半の方が薬剤師と話ができる関係がつくれ、「かかりつけ薬局・薬剤師」への道筋が出来たことは評価できる。

（C健康保険組合）

○共同事業により事務負担が軽減された。健康の相談相手として薬局もあることを認識できた。

（D健康保険組合）

○新たな保健事業の一つとして地域に密着した活動という点で有益であった。生活習慣病の改善、予防という観点で保健指導をかかりつけ薬局とのコラボで実施する有効性/可能性をある意味踏み出せたことへの意義は大きい。さらに、コンソーシアムを組む事で、他健保とのつながりからフラットな取組みが出来たことはよかった。ある意味、薬剤師と健康に関して気楽に相談/話す機会を得られるという事は、高齢化、核家族化の社会では重要と考える。

（E健康保険組合）

○地域の対象者が限られており、少人数のため実行性に乏しかった。（F健康保険組合）

○普段とは異なる指導を経験でき、新たな薬剤師機能の開拓ができた。また、対象者との関係構築・強化につながり、非常に有意義な取組だと感じた。当会の協力機関としての立ち位置が明確でなかった。

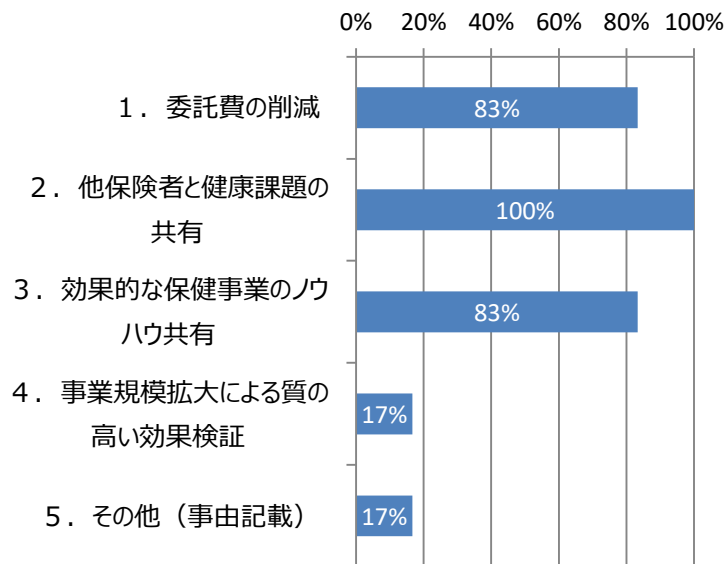
（愛知県薬剤師会）

○愛知連合会としては、参加の健保様に有益（コスト節約、工数節約）であることが喜ばしいことで、その目的の一部は達成されたとの認識です。留意事項は、「かかりつけ薬剤師」の在り方をしっかり定義して制度の確立を目指すことが肝要と思います。

（健康保険組合愛知連合会）

共同で保健事業を実施してみて感じたメリット 参加組合対象アンケート（n=6）

共同事業のメリット



その他回答（主なもの）

単独より共同事業とすることで、保健事業者との交渉力が増す。

また、共同事業とすることの制約もあるが、事業内容、委託費等の交渉が可能になった。

健康課題の内容、取組み優先順位等の健保毎の違い、特徴がわかり、比較検討することができた。

5. 共同で実施する保健事業を効果的・効率的に進めていくために必要な手順と留意点

STEP1：参加健保の募集、コンソーシアム組成

参加健保が協働して保健事業に取り組めるように、近隣健保（健保連愛知鶴舞支部）を中心に参加健保の募集を行い、コンソーシアムを組成した。支部活動等で日頃から交流がある健保を主体にコンソーシアムを組成すると、コンソーシアム内の意見調整等が円滑に進み、効率的に保健事業の運営等ができる。

STEP2：主幹健保の選定

主幹健保は、コンソーシアムを代表して当局、参加健保、委託業者等と各種調整をしなければならないので、健康保険組合の保健事業の実務に精通・経験していることが必要条件である。

また、単独で業務委託する場合とは異なり、参加健保との意見調整次第で、コンソーシアムの運営、保健事業の結果・成果に影響することに留意が必要である。

STEP3：委託事業者の選定

保健事業を適切に評価するためには、共通のデータ基盤（インプット、アウトプット）を基に評価することが必要である。各健保は自健保のみの評価は自らできるが、データ数の制約から自健保のみのデータに基づく保健事業の適切な評価は困難である。したがって、コンソーシアム全体、健保毎及び比較分析をすることが望ましく、コンソーシアム全体および比較分析は委託業務として処理することが適当と考えられる。（例えば、主幹健保が取りまとめ分析することも考えられるが、分析時間の捻出等で困難と考えられる。）

このような観点から、委託事業者としては、当該分析業務を適切に行うことができる事業者を選定することが必要である。

STEP4：委託業務の範囲の決定・契約締結

委託業務としては、

①専門的な保健サービス（本来の保健事業）、

②コンソーシアムとして委託することが適当な業務（間接業務）、

③各健保毎の個別要因によるもの（保健事業に付随して発生）に大別できる。

①、②は保険者である健保が自ら実施・管理運営することは効率性等の観点から難しいと考えられるため、委託業務の範囲とすることが適当である。

③については、費用対効果を考慮して各健保毎に判断することが望ましい。

なお、③については極力ベンダーシステムを活用する等して、①>②>③の順でコスト配賦することが望ましい。

個人情報については、法令等に従い適切に取り扱う必要がある。また、コンソーシアムとして共同利用できる情報を事前に確認しておくことで保健事業の分析等を円滑に進められる。共同事業であることによる運営事務、費用の負担については、コンソーシアムメンバー間で予め役割分担、費用配分等を（契約、覚書、運営要綱等で）決めておくことが望ましい。

5. 共同で実施する保健事業を効果的・効率的に進めていくために必要な手順と留意点

STEP 5: 運営委員会の運営方針および進捗管理、意思決定等のルール設定

コンソーシアムとしての実質を確保するためには、運営委員会を適切に開催、運営することが必要である。「実質を確保する」とは、保健事業の進捗管理、事業評価をし、必要に応じて事業の見直しをすることである。当初の目標（期待した成果）が達成できているか、成否の要因は何か、改善点はどこにあるか等をコンソーシアムとして議論し、意思決定することが必要である。委託事業者はあくまで意思決定に必要なとりまとめ、材料の提供はするが、意思決定の主体はコンソーシアムしかできないことを理解しなければならない。

STEP 6: 進捗の管理・評価の実施

コンソーシアムメンバー等で定期的にミーティングを実施し、想定していたプロセス通りに進んでいるのかを確認する。
保健事業を進めて行く中で、各健保で発生した課題については速やかに対応策を検討・実施し、必要に応じてコンソーシアムメンバーと情報共有することが必要である。
事業終了後には、アウトプット、アウトカム等のデータを集計・分析、達成状況の要因分等が必要である。なお、保健事業の評価については、客観的な評価となるようコンソーシアム自ら行うか、委託事業者以外の第三者が行うことが望ましい。